



裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 5 年 (行 ト) 第 4 9 号
決 定 日	令 和 5 年 9 月 2 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	堺 徹 山 口 厚 深 山 卓 安 浪 亮 岡 正 晶
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 裁 判 の 表 示	札幌高等裁判所令和5年(行ス)第3号(令和5年6月28日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和5年9月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 高 橋 博 美 (印)

これは正本である。

同日 同庁

裁判所書記官 高 橋 博 美

